

種ノ勞働ニ從事スル者ハ假令充分ノ休養時間ヲ得トモ其ノ時間ニ自習ヲ爲サ
ムコトハ到底望ミ得ベカラズ。故ニ此ノ種ノ海員ニ限リテハ十八歳未満ノ者
ノ雇用ヲ禁ジ陸上ニ於テ相當補習教育ヲ受クベキ機會ヲ與フル必要アリ。

(三) 之ヲ經濟的ニ見ルモ十八歳未満ノ幼年者ハ身心ノ發育未ダ不充分ナル
ヲ以テ一般的ニ其ノ勞働作業ノ能率高カラザルハ當然ナリ而シテ一定員數ノ
機關部員中ニ如此能率低キ海員ヲ加ヘ使用セシムルトキハ其ノ同僚タル他ノ
海員ヲシテ適當ノ勞働ヲ分擔セシムルコト、ナリ其ノ過勞ヲ來タシ甚ダ不當
ノ結果ヲ見ルベキノミナラズ實際上機關部員全般ノ能率ヲ低下シ海運經濟上
ノ不利益ト爲ルベシ。

(四) 本邦機關部海員中十八歳未満ノ者ノ現在員數ヲ知ルコトハ從來ノ統計
不充分ナルヲ以テ之ヲ確知スルコトヲ得ズト雖モ滿十八歳以上ノ者ト十八歳
未満ノ者トノ割合ハ略之ヲ推算シ得ベシ。遞信省ノ調査ニ據レバ大正七年末
ニ於ケル本邦船員手帖受有者總數三十萬十五人ニシテ内海技免狀受有者三萬

九千二百三十一人、又二十歳未満ノ者ハ二萬五千三百二十一ナリサレバ普
通船員中二十歳未満ノ者ノ員數ハ全員ノ九步七厘強ニ相當ス。又日本郵船株
式會社ノ海員ニ就テ調査シタル所ニ依レバ大正十年六月末ニ於テ同社機關部
屬員中火夫、石炭夫同見習ニ就キ十七歳以下ノ者ノ員數ハ其ノ全員ノ三歩七
厘九毛ニシテ機關部屬員全部ニ對スル割合ハ三歩ナリ又同社ニ於テ本年一月
ヨリ六月ニ至ル半箇年間ニ於テ乗船シタル火夫見習者中年齡十五歳以上十七
歳未満ノ者ノ百分比ハ三分二厘五毛トリト云フ

日本郵船會社ノ機關部屬員年數別(大正九年六月末)

姓名	年數			合計
	十五才以上	十五才以上 十六才以下	十六才以上 十七才以下	
火 夫	1	5	16	22
石炭夫		13	48	144
火夫見習		14	36	94
合 計	11	30	141	271
				6.78%
				13.10%
				5.3%
				11.1%

日本郵船會社ノ船機部屬員年數別(大正十年末)

姓名	年數			合計
	十五才以上	十五才以上 十六才以下	十六才以上 十七才以下	
火 夫	0	1	3	7
石炭夫		10	39	142
火夫見習		3	22	55
合 計	4	18	64	204
				3.79%
				9%
				3%
				7.12%